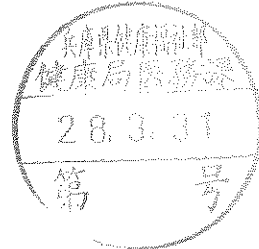


事務連絡
平成 28 年 3 月 25 日

各 (都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区) 衛生主管部 (局) ご担当者様



厚生労働省医政局総務課

「標準的な院内清掃のあり方の研究」報告書の送付について

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 20 条において、「病院、診療所又は助産所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。」と規定されているところですが、この度、平成 27 年度厚生労働科学研究費補助金地域医療基盤開発推進研究事業において、「標準的な院内清掃のあり方の研究」が実施され、清潔の保持の上で参考となる研究報告書が取りまとめられましたので、送付いたします。

本報告書の内容については、医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査等の際の参考としてください。

※ 本研究報告書は、こちらの URL に掲載されています。

http://www.naramed-u.ac.jp/~hpm/res_document.html

(問い合わせ先)

厚生労働省医政局総務課 町田、勝山

電話 03-5253-1111

(内線 2513、4098)

FAX 03-3501-2048